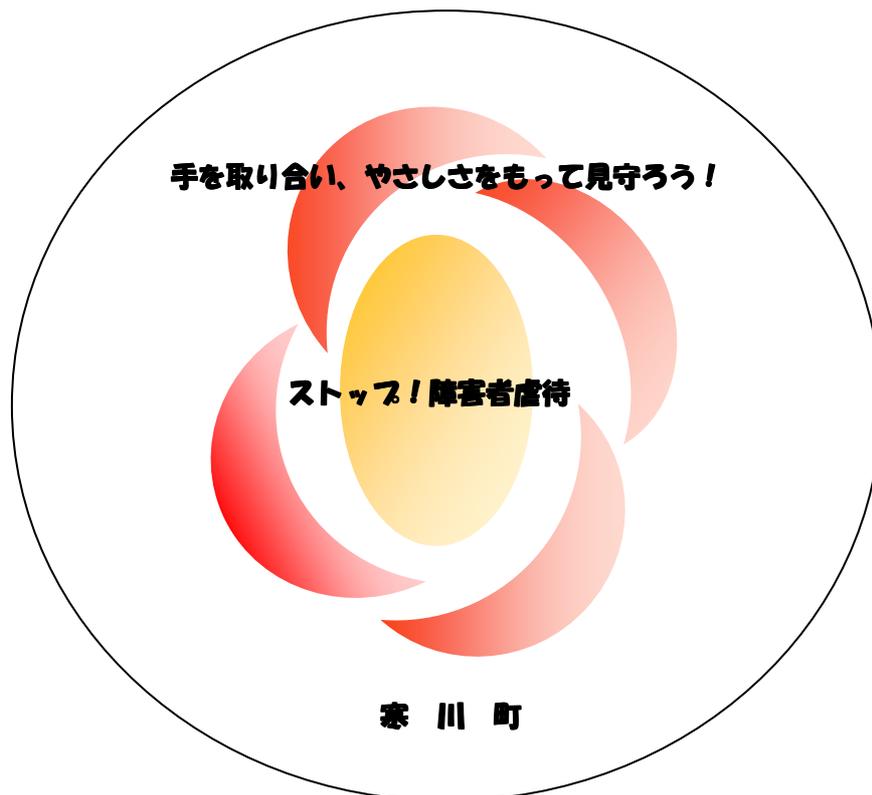


安心して暮らせる社会を目指して

# 障害者虐待防止



寒川町



「障害」と「障がい」の表記について  
「害」という漢字のイメージが否定的であるため、不快感を与えないように配慮して、法律、団体名、固有名詞等を除き、可能な限り「障がい」という表記にしています。

# 障害者虐待って？

## 法律について

平成 24 年 10 月 1 日より障害者虐待防止法(正式には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)が施行されます。

この法律は、障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、自立や社会参加の害となる虐待を防止するため、障害者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見、その他の障害者虐待を防ぐ法律です。

## 障害者とは

身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)、その他心身の機能の障がいのある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方です。障害者手帳を取得していない場合も含まれます。

なお、障害者には 18 歳未満の者も含まれる場合があります。

## 3つの障害者虐待

### ①養護者による虐待

家族や親族、同居人等が行う虐待のことです。



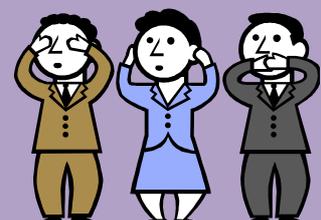
### ②障害者福祉施設従事者等による虐待

障害者福祉施設、障害福祉サービス事業所で働く職員が行う虐待のことです。



### ③使用者による虐待

障害者を雇用する事業主が行う虐待のことです。



# 障害者虐待の例

区分	内容と具体例
<b>身体的虐待</b>	<p>暴力や体罰によって身体に傷や痛みを与える行為。身体をしばりつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを制限すること。</p> <p>〔具体例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 殴る、蹴る</li> <li>・ 身体拘束（部屋に閉じこめる、施設側の都合で睡眠薬を服用させる等） 等</li> </ul> 
<b>性的虐待</b>	<p>性的な行為やその行為を強要すること。（表面上は同意しているように見えても本意かどうかを見極める必要があります）</p> <p>〔具体例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 性交</li> <li>・ 性器への接触</li> <li>・ 性的行為の強要</li> <li>・ わいせつな言葉を発する</li> <li>・ わいせつな映像を見せる 等</li> </ul>
<b>心理的虐待</b>	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>〔具体例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 悪口を言う</li> <li>・ 怒鳴る</li> <li>・ ののしる</li> <li>・ 無視する</li> <li>・ 人格をおとしめるような扱いをする 等</li> </ul> 
<b>放棄・放任 (ネグレクト) ※セルフネグレクトも含む</b>	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をせず、障害者の状態を悪化させること。</p> <p>※障害者本人が自らの生活や健康等を損なう状態にある場合をセルフネグレクトと言います。この場合も積極的な支援が必要です。</p> <p>〔具体例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 十分な食事や水分を与えない</li> <li>・ 清潔を保持しない 等</li> </ul> 
<b>経済的虐待</b>	<p>本人の同意なしに（あるいはだます等して）、財産や年金、賃金を使ったり、本人がお金を使うことに対して理由なく制限すること。</p> <p>〔具体例〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 年金等を渡さない</li> <li>・ 日常生活に必要なお金を渡さない 等</li> </ul> 

※資料：障害者虐待防止マニュアル(NPO法人 PandA-J)を参考に作成

## 虐待のサイン

区分	サイン内容
身体的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体に傷や火傷がみられる ・「怖い、嫌だ」と施設や職場に行きたがらない ・手をあげると頭をかばうような仕草をする</li><li>・おびえた表情をする ・説明のつじつまが合わない 等</li></ul>
性的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・急におびえたり、怖がったりする ・肛門や性器に傷等がみられる</li><li>・人目を避け部屋にこもる ・卑猥な言葉を発するようになる</li><li>・眠れない ・周囲の人の体をさわられるようになる</li><li>・性器を自分でいじるようになる 等</li></ul>
心理的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体を萎縮させる ・かみつき等の攻撃的態度がみられる</li><li>・おびえる ・自傷行為がみられる ・あきらめの様相になる</li><li>・食欲の変化が著しい 等</li></ul>
放棄・放任	<ul style="list-style-type: none"><li>・身体から異臭、汚れが目立つ ・部屋から異臭がある</li><li>・栄養失調がみられる ・ずっと同じ服を着ている</li><li>・受診を勧めても行く気配がない 等</li></ul>
セルフネグレクト (自己放任)	<ul style="list-style-type: none"><li>・昼間でも両戸が閉まっている ・部屋から異臭がする</li><li>・水道、電気、ガスが止められている</li><li>・新聞受けに新聞等がたまっている</li></ul>
経済的虐待	<ul style="list-style-type: none"><li>・日常生活上必要なお金を渡されない ・生活費の支払いができない</li><li>・親等が本人の年金を勝手に使っているように思われる</li><li>・資産の保有状況と生活状況との落差が激しい 等</li></ul>

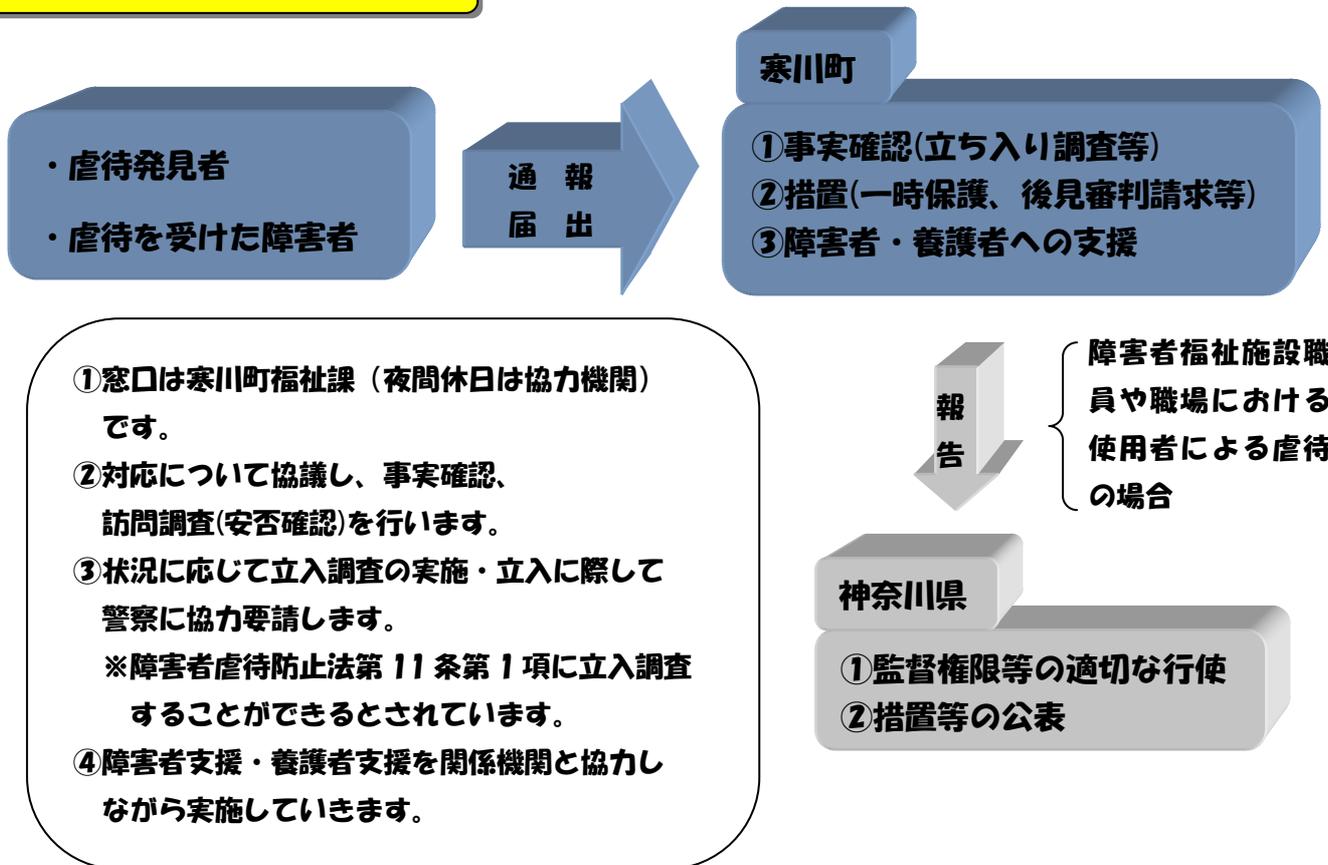
※資料：障害者虐待防止マニュアル(NPO法人 PandA-J)を参考に作成

※虐待について、障害者及び虐待者の自覚は問いません。



# 具体的には？

## 通報・届出からの流れについて



## みなさんへのお願い

障害者虐待防止法 第5条におきまして、「障害者虐待の防止、養護者に対する支援等の重要性に関する理解を深めるとともに、国又は地方公共団体が講ずる障害者虐待の防止、養護者に対する支援等のための施策に協力するように努めなければならない。」とされていますので、障害者虐待の未然防止・早期発見にご協力くださいますようお願い申し上げます。

※障害者虐待防止法第8条において、市町村職員は通報・届出を受けて職務上知り得た情報について、通報・届出をした者を特定させるものを漏らしてはならないとされています。(市町村職員の守秘義務)





### 通報・届出先

**【平日日中(8時30分～17時15分)】**

寒川町役場 福祉課 障がい福祉担当

電話0467-74-1111 内線132～134

FAX0467-74-5613

**【休日(土・日・祝日)・夜間(17時15分～8時30分)】**

寒川町役場 警備室

電話0467-74-1111

※委託先である生活相談室すまいるより連絡します。